

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対する意見）

学校人事課

1 概要

令和6年第4回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和6年12月3日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の概要

人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改正する議案

- ① 県の職員及び県費負担教職員の給与等について、給料表を引上げ改定するとともに、期末手当、勤勉手当及び初任給調整手当を引き上げる。また、特定任期付職員等及び会計年度任用職員についても同様に引き上げる。
 - ア 高卒初任給を21,400円、大卒初任給を23,800円引き上げるとともに、若年層に重点を置き行政職給料表を3,300円～26,300円の引上げ（平均改定率2.93%、他の給料表も行政職給料表に準じて引上げ）。
 - イ 初任給調整手当
 - ：医師及び歯科医師に対する手当を1,000円引上げ
（上限月額415,600円→416,600円）
 - ウ 期末手当及び勤勉手当（一般職）
 - ：年間の支給月数0.10月分引上げ
（期末・勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月分引上げ）
（支給月数：年4.50月分→年4.60月分）
 - エ 期末手当及び勤勉手当（定年前再任用短時間勤務職員）
 - ：年間の支給月数0.05月分引上げ
（期末・勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引上げ）
（支給月数：年2.35月分→年2.40月分）
 - オ 期末手当（特定任期付職員等）
 - ：年間の支給月数を0.05月分引上げ
（支給月数：年3.40月分→年3.45月分）

令和6年第15回教育委員会会議 報告事項（2）

カ 期末手当及び勤勉手当（会計年度任用職員）

：年間の支給月数0.10月分引上げ

（期末・勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月分引上げ）

（支給月数：年4.50月分→年4.60月分）

- ② 施行期日：公布の日（なお、ア及びイについては令和6年4月1日から、ウからカについては令和6年12月1日から適用する。）

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、令和6年10月に行われた人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮した上で改正するものであることから、異議がない旨を回答した。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 39 号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 県の職員及び県費負担教職員の給与等について、給料表を引上げ改定するとともに、期末手当、勤勉手当及び初任給調整手当を引き上げる。
- 2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける職員の給与についても同様に引き上げる。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。ただし、一部の規定については令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

なお、給料表及び初任給調整手当（医師及び歯科医師に限る。）の改定は令和 6 年 4 月 1 日から、期末手当及び勤勉手当の改定は令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

【説明】

- 1 公民較差を踏まえた改正
 - (1) 高卒初任給を 21,400 円、大卒初任給を 23,800 円引き上げるとともに、若年層に重点を置き行政職給料表を 3,300 円～26,300 円の引上げ（平均改定率 2.93%、他の給料表も行政職給料表に準じて引上げ）
 - (2) 初任給調整手当：医師及び歯科医師に対する手当を 1,000 円引上げ（上限月額 415,600 円→416,600 円）
 - (3) 期末手当及び勤勉手当（一般職）：年間の支給月数 0.10 月分引上げ（期末・勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.05 月分引上げ）（支給月数：年 4.50 月分→年 4.60 月分）
 - (4) 期末手当及び勤勉手当（定年前再任用短時間勤務職員）：年間の支給月数 0.05 月分引上げ（期末・勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.025 月分引上げ）（支給月数：年 2.35 月分→年 2.40 月分）
 - (5) 期末手当（特定任期付職員 等）：年間の支給月数を 0.05 月分引上げ（支給月数：年 3.40 月分→年 3.45 月分）
 - (6) 期末手当及び勤勉手当（会計年度任用職員）：年間の支給月数 0.10 月分引上げ（期末・勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.05 月分引上げ）（支給月数：年 4.50 月分→年 4.60 月分）
- 2 施行期日：公布の日。
（なお、1(1)及び1(2)については令和 6 年 4 月 1 日から、1(3)から 1(6)については令和 6 年 12 月 1 日から適用する。）